

三重とこわか国体いなべ市実行委員会

第3回 競技式典専門委員会

令和3年3月3日（水）



三重とこわか国体

第76回国民体育大会

ときめいて人 かがやいて未来 2021

次 第

○報告事項	・・・ 1
第 1 号報告 三重とこわか国体いなべ市実行委員会競技式典専門委員会委員の変更について	・・・ 2
第 2 号報告 三重とこわか国体いなべ市競技会における新型コロナウイルス感染防止対策について	・・・ 3
第 3 号報告 三重とこわか国体いなべ市開催競技及び会期等について	・・・ 13
第 4 号報告 広報啓発・市民運動の取り組み状況について	・・・ 14
第 5 号報告 三重とこわか国体いなべ市炬火イベントの実施計画について	・・・ 16
第 6 号報告 三重とこわか国体いなべ市開催競技会場配置図について	・・・ 17
○参考資料	・・・ 30
三重とこわか国体いなべ市実行委員会組織図	・・・ 31
三重とこわか国体いなべ市実行委員会会則	・・・ 32
三重とこわか国体いなべ市実行委員会専門委員会規程	・・・ 37
三重とこわか国体いなべ市実行委員会総務企画専門委員会委員名簿	・・・ 39

報告事項

第1号報告

三重とこわか国体いなべ市実行委員会競技式典専門委員会委員の変更について

三重とこわか国体いなべ市実行委員会会則第8条第1項ただし書の規定に基づく専門委員会委員の変更があったため、次のとおり報告する。

(順不同、敬称略)

職名	所属機関、団体、役職名	氏名	前任者
委員	いなべ市教育委員会事務局教育総務課 課長	太田 東洋	小寺 道也

三重とこわか国体いなべ市競技会における新型コロナウイルス感染防止対策について

三重とこわか国体いなべ市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）では、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全かつ安心な競技会を運営するため、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が策定した「三重とこわか国体競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、感染防止対策を実施します。

その概要は、次のとおりです。

1 市実行委員会の役割（ガイドラインの3の（2））

- ・体調管理チェックシートに基づき、競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア、観客、報道員、視察員及び会場設営・売店事業者等の体調把握を行う。
- ・ガイドライン等に基づき、競技会場における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施する。
- ・県実行委員会が定める基準に沿って、競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における陽性者（疑いを含む）の対応をとる。
- ・参加者全員分の体調管理チェックシートを管理する。

2 参加者において遵守すべき事項（ガイドラインの4）

- ・体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認する。観客除く。
- ・期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシートを市実行委員会へ提出する。観客除く。
- ・会場内では、原則としてマスクを着用する。
- ・報道員及び視察員は上記に加え、入場時に、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受ける。
- ・観客は氏名・連絡先の提出に協力し、入場時の非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受ける。また、メガホン等の使用、肩組をする、大声を出しての応援等は控える。

3 会場内において実施すべき事項（ガイドラインの5）

- ・受付には手指消毒用アルコール、人と人が対面する場所にはアクリル板等を設置する。
- ・ソーシャルディスタンスの徹底として、控室・更衣室、取材エリア等の入室者

- 数の制限、参加者が距離を置いて並べるように目印を設置する。
- 複数の参加者が触れる場所はこまめに消毒する。
 - 観客席は収容人数の 50 %以内に制限する。



三重とこわか国体競技会における 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

- ※ 本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障害者スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン等を参考に、三重とこわか国体の競技会開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な競技会運営とすることを目的に作成しました。
- ※ 本ガイドラインでは、競技会における各主体の役割分担や競技会の参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町実行委員会及び競技団体において、実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめており、対策を検討するにあたっての「判断の基準」として活用していただくことを想定しています。
- ※ なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、隨時、必要な改訂を行っていきます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会
【第1版】 令和2年11月19日

1 目的

本ガイドラインは、三重とこわか国体の競技会開催にあたって新型コロナウイルスの感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町実行委員会及び競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

2 対象競技

本ガイドラインは、正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツを対象とする。

3 役割分担

(1) 県実行委員会

- ①本ガイドラインを作成し、関係者へガイドラインの周知を行う。
- ②競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、基準を定める。

(2) 市町実行委員会

- ①参加者（競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア、観客、報道員、視察員、会場設営・売店事業者等）の体調把握を行う。
- ②本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施する。
- ③競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。
- ④参加者全員分の体調管理チェックシートを保管し、保管期間終了後は廃棄する。

(3) 競技団体

- ①参加者（競技役員、競技補助員）の体調把握を行う。
- ②各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。
- ③競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。
- ④体調管理チェックシート（選手団分）のとりまとめについて、市町実行委員会と協力して実施すること。

(4) 選手団

- ①参加者（選手・監督（チームスタッフを含む））の体調把握を行う。
- ②競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。

いを含む）の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。

（5）その他（共通事項）

- ①参加者は、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」及び三重県の「安心みえる LINE」を活用することが望ましい。
- ②県実行委員会、市町実行委員会、競技団体は競技補助員・競技会補助員として参加する生徒の安全・安心の確保及び負担軽減のため、役割分担の見直し等を行い、必要人数の削減に努めること。

4 参加者において遵守すべき事項

（1）選手・監督（チームスタッフを含む）

- ①体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認すること。
- ②期間中は毎日検温を実施し、選手団の代表者は、全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、市町実行委員会へ提出すること。
- ③競技中以外は、原則としてマスクを着用すること。

（2）競技役員・競技補助員

- ①体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認すること。
- ②期間中は毎日検温を実施し、競技団体は、全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、市町実行委員会へ提出すること。
- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。

（3）競技会役員、競技会係員（市町職員）、競技会補助員、ボランティア

- ①体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間からの健康状態を確認すること。
- ②期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシートを市町実行委員会へ提出すること。
- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。

（4）報道員

- ①体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認し、市町実行委員会へ提出すること。
- ②入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること
- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ④取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員IDと報道員ビブス及び自社腕章を着用すること。
- ⑤取材人数は、出来る限り少なくすること。
- ⑥囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、ソーシャルディスタンス（競技者と取材者および取材者同士の距離）を確保し実施すること。

(5) 観察員

- ①体調管理チェックシートにより、競技会実施 2週間前からの健康状態を確認し、市町実行委員会へ提出すること。
- ②入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(6) 会場設営・売店事業者等

- ①体調管理チェックシートにより、競技会実施 2週間前からの健康状態を確認すること。
- ②来場前に検温を実施し、代表者は全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで市町実行委員会へ提出すること。
- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(7) 観客

- ①氏名及び連絡先の提出等、市町実行委員会の要請に協力すること。
- ②入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ④飛沫感染や接触感染防止のため、以下による応援は控えること。
 - (ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛
 - (イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用
 - (ウ) タオル、フラッグ等を振り回す
 - (エ) ハイタッチ、肩組み

5 会場内において実施すべき事項（市町実行委員会及び競技団体において実施）

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施すること。

(2) 受付等

- ①受付には、手指消毒用アルコールを設置すること。
- ②人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する、またはフェイスシールド等を準備し、対応すること。
- ③参加者が距離をおいて（できるだけ 2 m、最低 1 m）並べるように目印の設置等を行うこと。

(3) 手洗い場所・トイレ

- ①手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ②手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求めること（手指を乾燥させる設備は使用しないこと）。
- ③トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ④手洗いが難しい場合は、手指消毒用アルコールを用意すること。

(4) 控室・更衣室等の諸室

- ①広さにはゆとりを持たせ、密になることを避けること。
- ②ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮すること。

(5) 観客席

- ①屋内競技では収容定員の50%以内とする。
- ②屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の50%以内とする。
- ③収容定員のない会場は、人ととの距離を十分に確保する（1m以上）。
- ④仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。

(6) 取材エリア

- ①会場（取材エリア／ミックスゾーン／撮影エリア／プレスルームなど）の規模により人数を設定し制限すること。
- ②ミックスゾーンは原則、設置しないこととし、設置する場合は柵などでソーシャルディスタンスを確保し、3密を防ぐこと。
- ③撮影エリアはソーシャルディスタンスで区切ること。または設定できる撮影エリア内のソーシャルディスタンスをカメラマン同士で調整するよう呼びかけること。
- ④マイク、スピーカーの利用や、オンラインの活用など競技者とメディアの位置を分ける方法も検討すること。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

- ①出店（出展）場所には、透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置すること。
- ②出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行うこと。
- ③参加者が距離をおいて（できるだけ2m、最低1m）並べるように目印の設置等を行うこと。
- ④休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数に留意し、対面での飲食は避けること。設置する備品（テーブル・いす等）は定期的に消毒すること。
- ⑤これら①～④の感染防止対策を講じることができない場合は、設置を中止すること。

6 宿泊、輸送

(1)宿泊

(県実行委員会及び市町実行委員会（合同配宿業務）において実施)

- ①配宿予定宿泊施設に対し、宿泊施設説明会等の機会を通じ、最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）」の遵守を依頼する。
- ②宿泊者に対し、下記「宿泊にあたっての留意事項」について宿泊申込のWebシステム等により協力依頼を行う。

(市町実行委員会において実施)

- ①宿泊者に対し、下記「宿泊にあたっての留意事項」について各種案内等により協力依頼を行う。

「宿泊にあたっての留意事項」

ア 基本的な留意事項

- (ア)宿泊者同士の接触ができるだけ避け、対人距離（できるだけ2mを目標に最低1m）を確保する
- (イ)マスクを着用する
- (ウ)定期的に手洗い・手指消毒を行う

イ 各エリアや場面における留意事項

- (ア)入館時には、手指消毒を行う
- (イ)チェックイン時は、できる限り代表者がまとめてチェックインを行い、宿泊者は一つの場所に固まらず、分散して待機する
- (ウ)エレベーターを利用するときは、過密状態にならないようにして乗車する
- (エ)宿泊する部屋では、一定時間ごとに部屋の窓を開けて換気する
- (オ)大浴場等における入浴中は、対人距離を確保するとともに、浴室、浴槽内における会話は控える
- (カ)大浴場の休憩室では、対面で会話をしないようにする
- (キ)化粧品・ブラシ等は持参する
- (ク)食事会場では、入場時の手洗い又は手指消毒を行うとともに、食事開始までマスクを着用する
- (ケ)自席での食事中以外（テーブル間の通行や移動等）においてマスクを着用する
- (コ)トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにする

(2)輸送

<公共交通機関等における感染予防>

- ①参加者が公共交通機関等を利用して移動する際は、マスクの着用及び会話の手控え、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底すること。

＜計画バス・シャトルバスにおける感染予防＞

(県実行委員会において実施)

- ①バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(日本バス協会)及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会)に沿った感染予防対策(バス車内における手指消毒剤の装備、運行中の車内換気、仕業終了後の車内消毒等)の確実な実践の遵守を依頼すること。

(市町実行委員会において実施)

- ①バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(日本バス協会)及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会)に沿った感染予防対策の確実な実践の遵守を確認すること。
- ②輸送業務に従事する市町職員等は、マスクを着用し、乗車時には手指消毒を行うこと。また、バス利用者と接点のある者については、必要に応じて手袋を着用すること。
- ③バスの待合所を設置する場合は、手指消毒用アルコールを設置し、バス利用者ができる限りのソーシャルディスタンスをとるよう協力を求めること。
- ④乗車時、降車時にバス車内の通路に滞留ができないように、留意すること。
- ⑤バスの待合所やバス車内において、バス利用者に対し、以下のことについて、看板の掲示やアナウンス等により協力依頼を行い、感染予防対策を徹底すること。なお、バス車内におけるアナウンスについては、音声や映像の放送、可能な限り前方を向いて行う等、工夫に努めること。
- (ア) マスクを着用する
 - (イ) 会話の手控え、特に大声による会話は原則禁止する
 - (ウ) 乗車時及び再乗車時に手指を消毒する
 - (エ) 車内における飲食をできる限り避ける
 - (オ) ゴミは原則持ち帰る
 - (カ) 降車時、通路に立ち列ができるよう順次に離席する
- ⑥計画バスについては、できる限り同じ利用者が同じ席に乗車するよう誘導すること。

7 監督会議、開始式、表彰式（市町実行委員会及び競技団体において実施）

(1) 監督会議

- ①監督会議は、感染防止の観点から、市町実行委員会及び競技団体で協議し、事前に必要な連絡事項をメール、書面等で周知する等の工夫を検討し、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保など感染防止対策を講じること。

(2) 開始式、表彰式

- ①各競技の開始式は、感染防止の観点から、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じること。
- ②表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じること。

8 その他

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、隨時改訂を行う。

第3号報告

三重とこわか国体いなべ市開催競技及び会期等について

1 開催競技

開催競技	開催形式	種別	競技会場
ハンドボール	共催 (鈴鹿市) (伊賀市)	少年男子	員弁運動公園体育館 いなべ市立北勢中学校体育館
自転車 (ロード・レース)	共催 (四日市市)	成年男子 少年男子 女子	いなべ市特設ロードレースコース

2 競技別会期

開催競技	競技会場	会期
ハンドボール	員弁運動公園体育館	令和3年9月25日(土)から 令和3年9月28日(火)まで
	いなべ市立北勢中学校体育館	令和3年9月25日(土)
自転車 (ロード・レース)	いなべ市特設ロードレースコース	令和3年10月3日(日)

3 競技の紹介



ハンドボール競技(少年男子)

1チーム7人（1人はゴールキーパー）がパスとドリブルでボールを運び、ゴールへボールを投げ込んで得点を競います。

競技時間は前・後半30分、休憩15分です。

選手がボールを保持できるのは3歩、3秒までで、その間にプレーを行う必要があります。ゴールエリアライン（ゴールから6メートル）の外からのシュートが相手ゴールに入れば1点となります。



自転車(ロード・レース)競技

一般公道を使用して着順を競います。いなべ市では成年男子103.4キロメートル、少年男子88.6キロメートル、女子44.2キロメートルを走ります。

第4号報告

広報啓発・市民運動の取り組み状況について

1 広報啓発活動

(1) 物品の製作、配布等による広報（令和2年度に作製したPR物品）



(ホーチューブティッシュ、ウェットティッシュ)



(卓上のぼり旗)



(福祉バスステッカー)

※いなべ市役所窓口で配布しています。



(マスクケース)



(横断旗)

(2) PR用工作物の設置（いなべ市役所行政棟玄関・1階フロア）



(顔出しパネル、カウントダウンボード)



(手作り応援のぼり旗のミニチュア)

2 市民運動

(1) あいさつのおもてなし運動

国体マスコットキャラクター「とこまる」と行うあいさつ運動です。全国からいなべ市を訪れる方々を気持ちの良いあいさつで迎えられるよう、接遇意識の向上を目的に行ってています。これまでに市内小中学校や駅で行いました。今後も様々な場所で行い、市内全体に広げていきます。



(藤原小学校)



(大安中学校)

(2) 国体給食

市内小中学校の給食で、各都道府県のご当地料理を取り入れた「国体応援メニュー」を提供しています。国体では日本全国から選手や観客が訪れるので、身近な食を通して各地の良さを感じてもらいたいという思いから始めました。

月に数回、1年をかけて47都道府県のメニューを提供する予定です。



令和2年9月4日の給食メニューで長野県の「野沢菜の油炒め」が提供されました。

9月は東海・北陸地方の料理を中心
に提供しました。



第5号報告

三重とこわか国体いなべ市炬火イベントの実施計画について

1 日程

いなべ市子ども会連合会が主催、いなべ市青少年育成市民会議が共催する、既存イベントの「いなべ市ど真ん中祭り」内で計画し、開催は令和3年8月中旬を予定しています。

2 内容

(1) 採火

参加者3組（親子2人1組）は、マイギリを用いて火を起こします。



(マイギリ)



(採火のイメージ)

(茨城県つくば市炬火イベントより)

(2) 集火

実行委員会会長と参加者は、採火した火をそれぞれトーチに灯し、炬火台に一つに集め、「いなべの火」が誕生します。



(集火のイメージ (茨城県つくば市炬火イベントより))



(トーチ)

(3) 保管

ハクキンカイロに火を保管しておき、国体総合開会式前に行われる集火式に持つていき、県内 29 市町の火を一つに集火します。



(ハクキンカイロ)

三重とこわか国体いなべ市開催競技会場配置図について

1 ハンドボール競技

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 会場周辺図(員弁運動公園体育館) | ・・・ P 18 |
| (2) 会場配置図(員弁運動公園体育館1階) | ・・・ P 19 |
| (3) 会場配置図(員弁運動公園体育館2階) | ・・・ P 20 |
| (4) 会場配置図(員弁コミュニティプラザ1－2階) | ・・・ P 21 |
| (5) 会場周辺図(いなべ市立北勢中学校体育館) | ・・・ P 22 |
| (6) 会場配置図(いなべ市立北勢中学校体育館1階) | ・・・ P 23 |
| (7) 会場配置図(いなべ市立北勢中学校体育館2階) | ・・・ P 24 |
| (8) 会場配置図(いなべ市立北勢中学校校舎1－2階) | ・・・ P 25 |

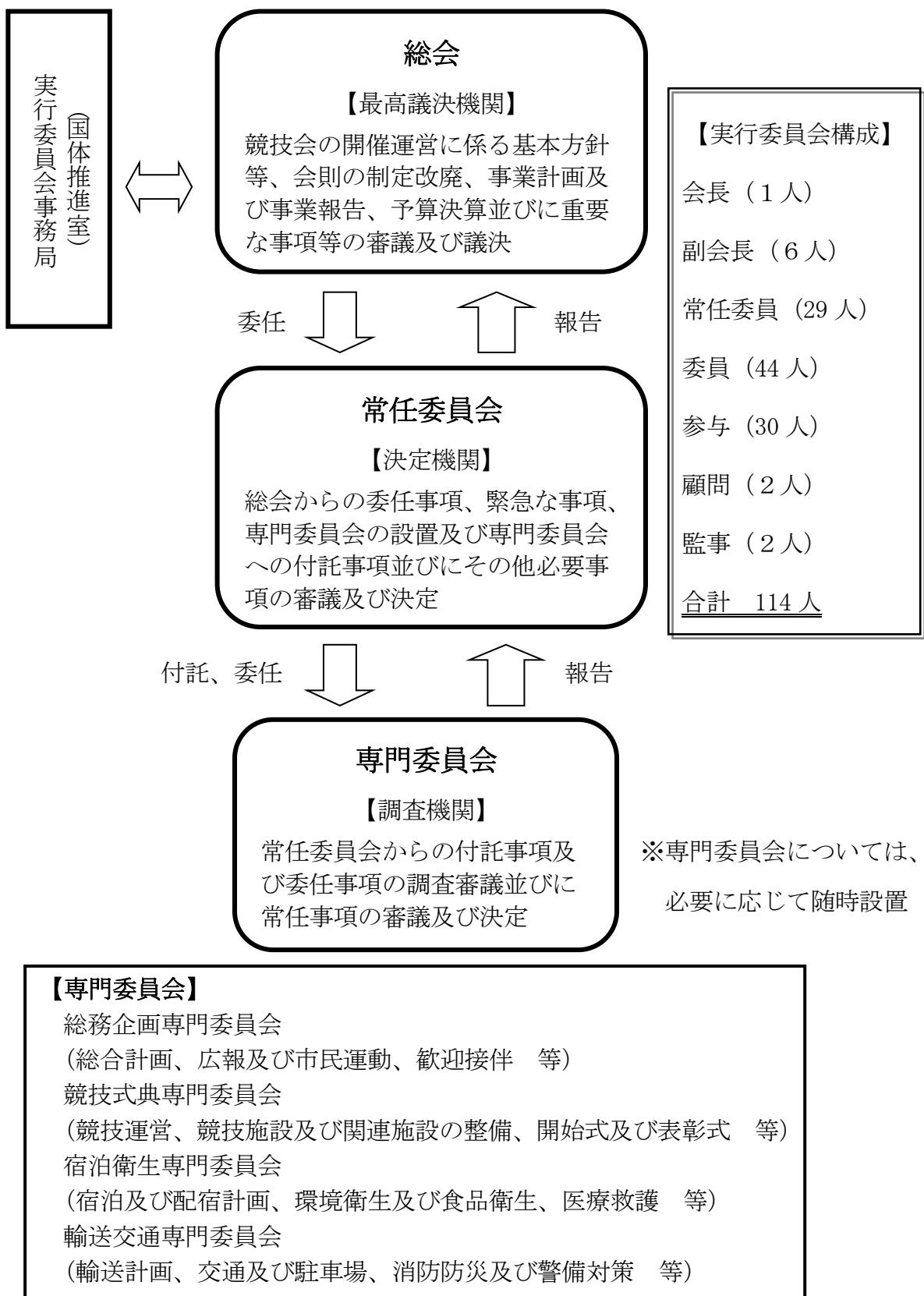
2 自転車（ロード・レース）競技

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) コース全体図 | ・・・ P 26 |
| (2) 会場配置図(いなべ市梅林公園) | ・・・ P 27 |
| (3) 会場配置図(スタートまわり) | ・・・ P 28 |
| (4) 会場配置図(売店、休憩所エリア) | ・・・ P 29 |

參考資料

参考資料 1

三重とこわか国体いなべ市実行委員会組織図



平成30年1月29日準備委員会設立総会 決定

三重とこわか国体いなべ市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、三重とこわか国体いなべ市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、三重とこわか国体において、いなべ市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) いなべ市職員を代表する者
- (2) 市議会議員を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 6人以内
- (3) 常任委員 40人以内
- (4) 監事 2人

(役員の選任)

第6条 会長は、いなべ市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の同意を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、及び議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会への付託又は委任する事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、及び決定した事項並びに次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項について必要に応じ次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員会の役員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員会の役員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で轻易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の收支予算は総会の議決により定め、收支決算は監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この会則は、平成30年1月29日から施行する。

2 準備委員会の設立時の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、施行の日から平成30年3月31日までとする。

附則

- 1 この会則は、平成30年10月2日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会いなべ市準備委員会の委員、役員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の委員、役員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

平成30年10月2日実行委員会第1回総会 決定

三重とこわか国体いなべ市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体いなべ市実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、三重とこわか国体いなべ市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干名

(役員の選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体いなべ市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席（あらかじめ通知された事項について、代理人が出席した場合及び書面により議決権を行使する旨の書面の提出があった場合を含む。）がなければ開会し、議決することはできない。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者をもって構成する。
- 3 専門部会に関する事項は、委員長が定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年10月2日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総合計画に関すること。 2 広報及び市民運動に関すること。 3 歓迎接伴及び歓迎装飾に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	1 総合計画の実施に関すること。 2 広報及び市民運動の実施に関すること。 3 観光、接伴及び歓迎装飾の実施に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技運営に関すること。 2 競技施設及び関連施設の整備に関すること。 3 開始式及び表彰式に関すること。 4 大会旗及び炬火イベントに関すること。 5 その他競技式典に関すること。	1 競技運営の実施に関すること。 2 競技施設及び関連施設の整備の実施に関すること。 3 開始式及び表彰式の実施に関すること。 4 大会旗及び炬火イベントの実施に関すること。 5 その他競技式典の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	1 宿泊及び配宿計画の実施に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生の実施に関すること。 3 医療救護の実施に関すること。 4 その他宿泊衛生の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送計画に関すること。 2 交通及び駐車場対策に関すること。 3 消防防災及び警備対策に関すること。 4 その他輸送交通に関すること。	1 輸送計画の実施に関すること。 2 交通及び駐車場対策の実施に関すること。 3 消防防災及び警備対策の実施に関すること。 4 その他輸送交通の実施に関すること。

三重とこわか国体いなべ市実行委員会競技式典専門委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

(令和3年3月1日現在)

職名	所属機関、団体、役職名	氏名
委員長	特定非営利活動法人いなべ市体育協会副会長	日紫喜 良守
副委員長	いなべ市教育委員会事務局生涯学習課課長	伊藤 功
委員	いなべ市スポーツ推進委員協議会会长	川瀬 隆
	三重県ハンドボール協会事務局長	中 弘美
	三重県自転車競技連盟理事	待田 浩一
	三重県高等学校体育連盟理事長	藤田 隆司
	桑員中学校体育連盟会長	近藤 友徳
	いなべ市スポーツ少年団本部長	出口 勝実
	いなべ市企画部広報秘書課課長	森川 里佳
	いなべ市教育委員会事務局教育総務課課長	太田 東洋
	いなべ市教育委員会事務局学校教育課課長	伊藤 彰浩

(11人)

MEMO



三重とこわか大会
第21回全国障害者スポーツ大会 ときめいて人 かがやいて未来 2021

